

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策(国内制限措置の延長)

2024年1月4日
在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長しましたので、お知らせいたします。今回の措置の有効期間は、1月15日までとなっています。なお、今回の延長に伴う変更はありません。

2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。
https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20240104.pdf

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

※なお、ギリシャ保健省は、過去数週間で当地において新型コロナウイルスやインフルエンザの流行が目立っていることを受け、感染防止対策として以下を強く推奨しています。

- ・全ての者は、呼吸器系のウイルス疾患に対する感染対策(手洗いと消毒、室内の換気、症状のある場合の隔離、特に混雑した場所でのマスク着用、リスクグループの者との接触を避ける、診断テストの受検等)を講じること。
- ・60歳以上と基礎疾患のある者は、最新のワクチン(新型コロナウイルス及びインフルエンザ)を可能な限り速やかに接種すること。
- ・病院、医療機関、高齢者施設等ではマスクを着用すること。
- ・リスクグループの者(高齢者、基礎疾患のある者等)は、症状の初期段階で速やかに医師の指示を仰ぐこと。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St.,152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp